

## 市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成26年6月11日（水）

開 会（午前9時0分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（所属変更のあった委員の自己紹介）

（席次の決定 → 別紙のとおり）

（異動のあった執行部の職員（次長級以上）の自己紹介）

（異動のあった執行部の職員（課長級）の自己紹介）

### 【議 事】

○議案第68号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分（環境クリーン部）

### 【補足説明】

桑原環境ク  
リーン部長

議案第68号については、追加資料を御用意しました。資料に沿って御説明させていただきたいと思っておりますのでお願いします。

荻野委員長

追加資料については全議員に配付することでよいか。（委員了承）

桑原環境ク  
リーン部長

関谷みどり自然担当参事から、説明させていただきたいと思っております。

関谷みどり 自然担当参事  
お配りいたしましたのは、三ヶ島二丁目周辺緑地の位置図です。位置がわかりにくいという話がありましたので、位置図をお配りさせていただきました。この三ヶ島二丁目周辺緑地につきましては、県道所沢青梅線から芸術総合高校を左に見ながら道路を南に来ていただきますと、突き当たりが狭山湖の周囲道路になります。周囲道路を右折していただきますと、ちょうどこの図面中央が和幸の森になります。それを取り囲む形で黒の太い実線が書かれておりますが、これが三ヶ島二丁目周辺緑地になります。

**【質 疑】**

脇委員  
3. 3 h a という記述があったが、それはこの図面の太い実線枠に含まれるか。

関谷みどり 自然担当参事  
3. 3 h a につきましては、三ヶ島二丁目周辺緑地の全てではありません。この囲ってある区域は8. 9 h a あります。その中の和幸の森、図面の右側上段にあります所沢市と埼玉県と書いてある公有地、右下の所沢市と薄く色が塗ってあります上下水道部所管の土地、これらを合わせて3. 3 h a ということです。

脇委員  
ここの中には、保存樹林の区域はあるのか。

関谷みどり 自然担当参事  
3. 3 h a の中には、保存樹林の区域は含まれておりません。

然担当参事

脇委員

3. 3 h a の外側には、保存樹林はあるということか。

関谷みどり 自

外側にはあります。

然担当参事

脇委員

去年予算付けして行ったのはどの部分か。

関谷みどり 自

昨年行いましたのは、和幸の森と図面の右上にございます所沢市、埼玉

然担当参事

県と書いてあるところの二カ所です。

脇委員

今年も同じ対象エリアの中で行うのか。

関谷みどり 自

昨年度のエリアに追加をいたします。図面の右下に所沢市と書かれた薄

然担当参事

く色が塗ってある区域がありますが、この区域を今年度上下水道部から移  
管を受けますので、そこを加えた区域ということです。

脇委員

伐採した後に木を植えるということだが、全体的な計画があって、それ  
に基づいて植林の作業をこれから継続して行っていくということか。

関谷みどり自 然担当参事	今年度、植生調査等もしており、今把握している範囲の中で今年度は和 幸の森を中心に補植等を行い、全体的に今後行っていく計画です。
脇委員	三ヶ島二丁目周辺緑地についてはかなり公有地化も進んでいるが、将来 的に保全の位置付けとして、市はどう考えているのか。また、2月と5月、 新聞に三ヶ島二丁目に墓地云々という記事があり気になっているので、説 明願いたい。
関谷みどり自 然担当参事	今後の位置付けについては、三ヶ島二丁目周辺緑地の実線で囲んである 区域については、現在、所沢市の条例で里山保全地域に指定をしていく計 画で進めております。
桑原環境クリ ーン部長	もう一点の新聞報道で出た墓地云々ということについては、墓地の計画 は実線で太く囲んだ三ヶ島二丁目周辺緑地の外です。当初は区域内でした が、条例に抵触するため事前協議に入らず、相手方が撤回しました。今回、 また新聞報道されている墓地については、三ヶ島二丁目周辺緑地の外側と いうことです。
脇委員	墓地の手続きとしては、どういう状態なのか。
桑原環境クリ	今は計画書が出た段階ですので、詳細については差し控えたいと思いま

ン部長

す。

**【議案第68号 環境クリーン部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

○諮問第1号「産業廃棄物処理業計画書（中間処分業）に係る意見を求めることについて」

**【補足説明】**

桑原環境クリーン部長 諮問第1号については、追加資料を用意しました。別の事業所ですが視察に行きましたので、その資料を配付させていただき、最初にその資料の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

荻野委員長 追加資料については全議員に配付することでよいか。（委員了承）

傍聴者に本日の資料を配付してよいか。（委員了承）

配付した資料は回収することでよいか。（委員了承）

※ 傍聴者へ別紙諮問第1号追加資料を配付。

関根資源循環推進課主幹 諮問第1号について説明します。産業廃棄物処理業計画書が提出されており、ミノワ工機株式会社という川越市下赤坂にある事業者です。概要ですが、舗装版にカッターを入れるときに発生する濁水を持ち帰り、水と汚泥に分け、汚泥については太平洋セメント株式会社に運びセメントの材料とします。水については、舗装版を切るときや工場内で使う水として再利用していくということであり、1枚めくっていただきますと地図があります。ピンクに塗られている部分が今回の場所になります。これは松郷の工業団地の中にあり、以前、使っていた建物をそのまま使っていくとい

うことで考えております。建物は鉄骨造の2階建て、外壁には白い色の鋼板が張ってあります。中側だけ改修工事をして使用することを考えているようです。前面道路は工業団地内の8mの道路で、そこから建物内に入ることになります。施設の南側には東川があり、東川と建物の間には4mの道路があります。地図上で所沢松郷工業団地と書かれている文字のところが前面の8mの道路になります。東川沿いには桜並木が続いております。

次のページをお願いします。このページは、フロー図になります。簡単に説明をさせていただきます。まず左下に凡例が書かれております。オレンジ色が濁水、赤色が汚泥、青色が処理水の流れとなります。図面の中を見ていただきたいのですが、オレンジ色でチューブポンプと書かれているところがあります。まず、ここから現場から来た濁水を原水投入槽に入れ、その後、傾斜型スクリーン付き水槽に入れます。そこで粗取りの砕石などを取り、1次攪拌槽、2次攪拌槽に進んでいきます。1次攪拌槽、2次攪拌槽では凝集剤、イオンリアクションという植物系の薬剤を入れ、濁水を水と汚泥とに分離します。2次攪拌槽まで行くと、水と汚泥がだいぶ分かれて行きますので、その次の凝集沈殿槽では、下の方に汚泥が溜まり、上の方が上水という形になり綺麗になっていきます。その後、汚泥の方だけ脱水機に進み、水はろ過槽を通り清水槽に入っていきます。脱水機に入った汚泥は、含水率20～30%ぐらいにしたものを、ベルトコンベアで隣の建物に送り、鉄の箱に入れてそこから持ち出して太平洋セメント株式会社に持っていく形になります。次に写真の説明をさせていただきます。写

真の1ページを見ていただきたいと思います。これが道路にカッターを入れている写真になります。半円形のようなところに円盤のカッターが入っております。その前後にホースが付いていますが、ここに吸引をするためのバキュームが付いています。カッター自体がかなり高温になるため、水を流しながら舗装版を切っていきますので、そのときに粉と水が混じった濁水が出ます。それを前後にあるホースから吸い込んでドラム缶や大きなポリタンクに取るようになっております。次のページをお願いします。同様のシステムを使っている株式会社パワーりめいくへ事前に視察をしたときの写真です。ドラム缶が並んでいるのと、奥に何か見えるぐらいで分かりにくいですが、これが大体の大きさになります。全体でも、この委員会室の半分ぐらいのスペースで賄える程度です。下の写真を見てください。これが、現場から持ち込まれたドラム缶になります。濁った水は蓋付きドラム缶で搬入されます。次のページをお願いします。上の写真ですが、ドラム缶が傾けられて原水投入槽に入れられているところです。下の図ですが、投入されるところの穴になります。ここから濁水が入れます。次のページをお願いします。上の写真は置き型の水槽ですが、その上に突き出したものが、下の図に映っております傾斜型の砕石を取り除くスクリーンになります。ここで粗取りの砕石を取り、水だけが残っていくという形になります。上から砕石と水が落ちてきて、斜めになっている部分が網になっておりまして、ここに砕石が引っかかって下に落ち、水だけが中に取り込まれるようになっております。次のページをお願いします。これは水

槽ですが、1次攪拌槽、2次攪拌槽とつながったものになります。下の写真が上からのぞいた写真になります。右側に箱が見えますが、ここに凝集剤のイオンリアクションが入れてあります。透明のチューブがありますが、そこからイオンリアクションという凝集剤を入れて、中で攪拌をしています。次のページをお願いします。次は凝集沈殿槽になります。1次攪拌槽、2次攪拌槽の次がここになりますが、ここでは、水と汚泥がほとんど分離をして分かれていくようになります。次のページをお願いします。上に見えますのが脱水機になります。ロールケーキのような感じですが、ここに汚泥が引っ付いて、ぐるぐる回って上がってくるようになります。下の写真で、左からスプリングのようなものが付いていて、腕の先に何かくっ付いているかと思いますが、そこに汚泥が付いて削り取られるようになります。次のページをお願いします。上の写真がベルトコンベアになります。ベルトコンベアで上って行った先に、汚泥を溜める保管の容器があります。下の写真がその容器の写真です。次のページをお願いします。今回のミノワ工機株式会社ですが、定置式と移動式の両方があり、この写真は現場にトラックに積んで持っていく移動式の処理機になります。

### 【質 疑】

平井委員

こういう濁水を分離する業者というのは、所沢市内ではこの1社だけか。

関根資源循環

おっしゃるとおりです。

推進課主幹

平井委員

県内からみんなこういうものを持ってここに来るといことか。

関根資源循環

推進課主幹

今回視察したのはさいたま市にある株式会社パワーりめいくという会社ですが、同じシステムを入れています。株式会社パワーりめいくには、近隣にある西田興路株式会社や富士見市などにある会社が東京や神奈川などから持ってきているようですが、それ以外にも汚泥を処理する会社はあり、さいたま市はこの視察先には持ち込んでないということでしたので、ほかにもいくつか汚泥を処理できる場所がありますので、そちらへ持ち込まれていると思います。

桑原環境クリ

ーン部長

参考資料の9ページをご覧ください。ここに取引内容がありますが、引受先の西田興路株式会社と瑞伸建設工業株式会社の2社が切断した濁水を運んでくる形となります。また右下に取扱量270立法メートルとありますが、これが1カ月の取扱量です。

協委員

引受先事業者は、この2社のほかにふえていくということは想定しているのか。

関根資源循環

持ち込まれる量は270立法メートルを想定しています。今後、持ち込

推進課主幹 まれる量がふえる可能性はありますが、プラントの容量があり、1日15.36立法メートルぐらいしか処理ができませんので、1カ月270立法メートルを23日稼働で計算しますと、11.7立法メートルぐらいが持ち込まれるだろうということで予測していますが、システム自体が15.36立法メートルしか処理できませんので、多くてもここまでだと思っております。

安田委員 この会社は、道路をカットしたり濁水を運ぶということではなく、受けるだけの施設か。

関根資源循環 西田興路株式会社や瑞伸建設工業株式会社が、工事現場でカットしてそれを持ち込んできます。処理した汚泥に関しては、ミノワ工機株式会社が太平洋セメント株式会社に運んでセメントの材料にさせていただくという流れになります。

安田委員 株式会社旭商会は、どういうことをするのか。

関根資源循環 株式会社旭商会は中間処分の焼却をします。太平洋セメント株式会社の方が近くにありますので、ほとんどが太平洋セメント株式会社運ばれると伺っております。

桑原環境クリ  
ーン部長 汚泥の処理の仕方としては、太平洋セメント株式会社に持って行って焼成してセメントの原料にする場合と、株式会社旭商会で焼却処理する場合の2つがあります。処理先が2カ所あるのは、1カ所出せなくなった時のために押えてあるということです。

安田委員 この会社は、運搬してくる会社からお金をもらうのか。また、太平洋セメント株式会社に持ち込む際、お金をもらうのか払うのか。その辺の利益や採算について伺いたい。

関根資源循環  
推進課主幹 ドラム缶1本当たり、2万2,000円から2万5,000円ぐらいで考えているということです。5cmのアスファルト舗装で100mぐらい切った時に大体ドラム缶1本ぐらいになると伺っております。今回のミノワ工機株式会社は、現場でカッターを入れて濁水を持ってきたものを受け取って処理をするところから始まります。太平洋セメント株式会社に持ち込むのは、別の料金がかかると伺っております。

大野資源環境  
推進課長 太平洋セメント株式会社に持ち込むのは、逆有償の形になります。

協委員 最初の説明で移動式もあるとのことだったが、どういうものか伺いたい。

関根資源循環 推進課主幹	移動式に関しては、機械を貸し出すのではなくミノワ工機株式会社で移動式を現場に運び、カッターを入れた時に発生する濁水をその場で処理するという事です。
協委員	汚泥だけ持って帰るといふことか。
関根資源循環 推進課主幹	現場では汚泥と清水が発生しますが、ミノワ工機株式会社が汚泥は太平洋セメント株式会社に運び、清水は持ち帰るといふことになります。
平井委員	ここで審査した後のチェックがないことについて、そういうことも考えると発言していたが検討されるのか。
桑原環境クリ ーン部長	今回のような新規の場合は議会に報告してはいましたが、変更等については報告していませんでした。今後は、変更等についても報告する考えです。
平井委員	拡張して容量がふえることもあるので、そういうことのチェック体制も必要だと思ふが、いかがか。
桑原環境クリ	拡張の場合は、また県への届け出をしなければならぬので、議会に諮

一 ン部長

問することになります。

吉村委員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が根拠になっているが、規制されるようになったのはいつ頃なのか。また、今は基本的にはそういう工事の現場では、全て吸い取り型しか使ってはいけないことになっているのか。

関根資源循環

規制については、平成24年3月13日付の国からの通知に基づき、そ

推進課主幹

れ以降、適正に処理するよう業者を指導していると市の担当課から伺っております。

吉村委員

工事をする業者に指導しているということか。

関根資源循環

おっしゃるとおりです。

推進課主幹

吉村委員

罰則はあるのか。

関根資源循環

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によります。

推進課主幹

秋田委員

1日、車何台ぐらいで運ばれてくるのか。

関根資源循環 推進課主幹	30台ぐらいを計画しているとのことです。
秋田委員	何トン車で運ばれてくるのか。
関根資源循環 推進課主幹	4トン車で20台、1.5トン車で10台ぐらいを想定しているとのことです。
秋田委員	この近くに学校などもあるので、苦情等も考えられる。できれば進入路や退出路などを決めておいた方がよいと思うが、いかがか。
関根資源循環 推進課主幹	今後、検討していきたいと思います。
島田委員	処理後の清水は冷却水として販売、ドラム缶洗浄水として再利用などがあるが、水自体はチェックをされるのか。それとも、チェックをしないで安全な水として扱われるのか。
関根資源循環 推進課主幹	自社で簡単な測定をしており、冷却水や汚泥の洗浄水としてほとんど全てが再利用されます。

協議員

秋田委員からも苦情の話があったが、この場合、説明会はどうなっているのか。また、参考資料の20ページ、21ページに環境保全対策の項目が示されているが、これらについて問題はないという理解でよろしいか。

関根資源循環  
推進課主幹

説明会については、事前協議が終わった後に行っていくと伺っております。20ページ、21ページについては、問題はないかと思われま

協委員

説明会については、参考資料5ページの範囲で行うということか。

関根資源循環  
推進課主幹

100mの範囲で、住宅や学校などおよそ31軒を対象に説明会をしていくことを考えています。

#### 【質疑終結】

休 憩 午前9時45分

(※意見集約のため、協議会を開催する。)

再 開 午前10時14分

#### 【意 見】

荻野委員長

諮問第1号については、協議した結果、全会一致、次のとおり意見を付すことに決する。

【別紙】

産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第1号に対する意見)

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と安全のため、事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じるとともに、保管基準を十分遵守すること。
- 2 事業場内及び近隣周辺は、常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 施設にあつては、維持管理を徹底した上、安全性を確保し、環境保全対策に万全を期すこと。
- 4 周辺住民との相互理解を深め、通学路等周辺地域の生活環境に十分配慮すること。

休 憩 午前10時16分

(説明員交代)

再 開 午前10時17分

○議案第68号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分（産業経済部）

【補足説明】なし

【質 疑】

協委員

説明書にも書いてあるが、商工会議所に委託する事業ということではないか。

植村商業観光

商工会議所に委託し、実施場所が中心市街地活性化拠点施設である野老澤町造商店になります。

担当参事

平井委員

何人をどれぐらいの期間雇用するのか。

植村商業観光

2人を7月から来年3月までの9カ月間雇用する予定です。

担当参事

平井委員

時給880円で一日5時間の週5日ということではないか。

植村商業観光

時給は850円で一日5時間で週5日の予定です。

担当参事

平井委員	そういう人材の募集を商工会議所に委託して来てもらうということか。
植村商業観光 担当参事	商工会議所で公募して雇うということになります。
平井委員	野老澤町造商店にいた方は、これまでもそういう形で雇われてきたのか。
植村商業観光 担当参事	緊急雇用の事業を委託した場合は、そういった形で雇われた方もいらっしゃいます。事業が終わると、違うところに就職されたり、ボランティア・スタッフで残ったりという形になります。
平井委員	割と安いボランティア的な形で雇っても、7月から翌年3月までで雇用期間は終わってしまい、地域の魅力発信に必要な知識・技術をもった人材の育成を図るとあるが、育成を図るまでもなく中途半端な仕事だという感を持つのだが、市としてその後の対応について何か考えたことはあるか。
植村商業観光 担当参事	人材づくりでは、主にパソコンのスキルアップ、接遇、商店街の方達との話し合い等、そういった形でのスキルアップしていただくということになると思いますので、商工会議所や野老澤町造商店だけではなく、他の会社などにも勤められる人材づくりになるとは思っています。

平井委員

本来、本当に賑わいのあるまちづくりをしようというのであれば、こういった形ではなく、専門家を配置し、その専門家を中心に所沢市の発信力になるような事業をみんなで広げていくことが求められると思うが、これを機会にそのようなことを考えることはなかったのか。

植村商業観光  
担当参事

商工会議所では野老澤町造商店の店長を雇用し、店長を中心に賑わいづくりをしっかりとっております。今回は、雇用創出と人材育成が大きな目的と考えております。

近藤委員

人材育成のための業務概要の例に、中心市街地商店街案内マップ作成がある。高齢者支援課が商店街のマップを作成したが、今回はどのようなマップを作成するのか伺いたい。

植村商業観光  
担当参事

現状の商店街をマップに落としていこうというものですが、今年度、商業観光課で取り組んでいるコンシェルジュ養成事業というのがあり、来年度、コンシェルジュの方達が活動するときに使えるようなものを想定しています。地元商店街や野老澤町造商店を訪れる方も、手に取って見られるようにできればと思っております。

**【議案第68号 産業経済部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 (午前10時23分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時39分)

○議案第66号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度  
所沢市一般会計補正予算（第3号）」当委員会所管部分（市民部）

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

協委員

繰上充用の額については、決算が出ないと正確にはわからないということだが、繰出金の額は決算ではっきりわかるという意味で、この数字は変わるかもしれないという理解でいいか。

及川国保年金  
課長

出納閉鎖は5月31日ですが、それを過ぎないと決算額は固まりませんので、この状態では概算ということになります。

平井委員

臨時会で一緒にやらなかった理由は、ぎりぎりまで決算を見ていたという理解でいいか。

及川国保年金  
課長

おっしゃるとおりです。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第66号当委員会所管部分については、全会一致、承認すべきもの

と決する。

○議案第67号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度  
所沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

議案第67号資料の決算見込額で、保険給付費の差引額が6億3,554万7,505円とあるが、その部分の裏付けの歳入は、32%が国庫支出金であったり、療養給付費等交付金であったりして、あとは国保税の収入ということで理解してよいか。

及川国保年金  
課長

おっしゃるとおりですが、そのほかに税の関係で軽減分があり、その部分を補てんするものとして、保険基盤安定分という繰入金があります。それらも保険給付費に充てるというふうにご理解いただければと思います。

平井委員

その保険基盤安定分が、32%に含まれるということか。

及川国保年金  
課長

32%のほかにあるということです。

平井委員

療養給付費等負担金の減額分8億1,794万5,000円と保険給付費の差引額6億3,554万7,505円との間で約2億円の差があるが、

これについて伺いたい。

及川国保年金  
課長

療養給付費等負担金は、療養給付費の分の負担金と後期高齢者支援金の分の負担金と介護納付金分の負担金の3つからなっています。その中で、保険給付費と対応しているものが、療養給付費等負担金の中の療養給付費分です。8億1,794万5,000円の減額の中には、療養給付費の分の負担金、後期高齢者支援金の分の負担金、介護納付金分の負担金の分がそれぞれ含まれていることを御理解ください。その中で、療養給付費等の説明をしますと、保険給付費は予算現額に対して決算見込額が6億3,554万7,505円少なくなってしまったわけですが、この中には一般被保険者分と退職被保険者分というものがあります。療養給付費等負担金につきましては、退職被保険者分は含まれませんので、一般被保険者の分ということになります。ですから、この金額が全部ではなくてその中の一部ということになるのですが、一般被保険者の療養給付費分の中でも該当するものが4つあり、療養給付費、療養費、高額療養費、移送費が該当します。ですから、全体的な保険給付費の中で動く分は絞られてくるのですが、その辺のことがあり、この資料の中の金額全体で比較することはできませんが、該当する保険給付費32%で考えるのですけれども、まず予算現額と決算見込額で療養給付費等負担金の療養給付費の部分の差額ですが、保険給付費の差額6億3,554万7,505円の中の約5億4,300万円が保険給付費のうち療養給付費等負担金に該当する科目の差額

になります。今度は、療養給付費等負担金の中の療養給付費分について説明しますと、予算現額と決算見込額との差額8億1,794万5,000円の中の約7億3,000万円が、療養給付費等負担金の中の療養給付費分に該当します。この部分が保険給付費の方の該当する科目に対比しております約5億4,300万円と約7億3,000万円には約2億円の差がありますが、療養給付費等分を算出するのに細かい計算があり、対象医療費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されている前期高齢者の交付金、国や県から交付されている保険基盤安定繰入金の2分の1を引かなくてはなりません。それと、負担の対象となるのとは逆に、前期高齢者納付金を市から出していますので、療養給付費等負担金を算定するのに足して計算をすることになっています。それと、歳出と歳入で差が2億円になりましたが、その辺の差というのは、そこからさらに、退職調整対象基準額というものがあり、退職者の医療に係る部分を引かなくてはなりません。それを含めて計算したものが決算見込額ということになりますが、その額が大体2億円になります。予算を計上するに当たっては、退職分の医療に係る退職調整対象基準額は積算できないものですから、その分を控除しないで予算を計上しています。結果として、決算見込額は退職調整対象基準額は引かれてきますから、その辺で2億円の差が発生しました。

安田委員

保険給付費の中の退職分について、その基準額はどのように積算して予算計上しているのか。

及川国保年金  
課長 退職分については、不確定な要素があり予算計上時には積算が難しいので、計上していません。国からいただくときに計算されてきます。

安田委員 国が支払うのはいつになるのか。決算見込額は、それを省いたものなのか。

及川国保年金  
課長 決算見込額については既に確定しているものですので、退職分については計算されています。

安田委員 退職分は、予算科目のどこに含まれているのか。

及川国保年金  
課長 療養給付費等交付金が退職被保険者の医療に係る交付金です。

島田委員 国財政調整交付金（特特分）について、基準6に不納欠損に占める処分停止割合という項目があるが、市では滞納処分停止済みの税額割合はどれぐらいなのか。

及川国保年金  
課長 平成25年度については、まだ決算を迎えていないので見込ですが、54.59%になります。

島田委員

54. 59%以外の分が、未整理の分ということか。

及川国保年金  
課長

54. 59%については、この3月末日をもって平成25年度の扱いの滞納繰越分として不納欠損していますので、平成26年度の滞納繰越分としては残っておりません。54. 59%というのは、不納欠損を迎える前に滞納処分の停止をかける場合とかけない場合があり、停止をかけて欠損した分の割合ということです。

島田委員

不納欠損を迎える前に滞納処分の停止をかける場合とかけない場合があるということだが、そのやり方について、時効を迎えるもの、議会に諮る等いろいろあると思うが、その辺の説明をお願いしたい。

及川国保年金  
課長

平成25年度以降は収税課の所管になっていますが、平成24年度までは当課で行っていたので概略ということで説明します。滞納処分の停止をかけるというのは、法的に決められている項目があります。世帯あるいは個人の所得の関係で、細かい規定はいろいろありますが、納税相談等で収入と滞納額を比較し、納税負担能力があるかどうかを判断して処分停止をかける、かけないといった判断をしますし、生活保護を受給された方、居所が不明な方などは地方税法に規定がありますので停止をかける場合があります。

島田委員

回収できないものについて、どのように停止をかけるのか。例えば、5年経つと時効を迎えてしまうとか、5年以前のものについては議会にかけているとかあると思うが、その辺についてわかりやすく説明していただきたい。

及川国保年金  
課長

案件によって、停止の期間が5年、3年、即時などあります。また、法的に停止をかけて時効を迎えるのが、停止をかけてから1年後、3年後、5年後となります。停止をかけない場合は、5年で消滅時効となります。時効を迎えた部分については、決裁によって不納欠損処理をします。

安田委員

平成24年度の国保税の不納欠損額が約3億5,000万円だが、平成25年度の欠損見込額はどうなっているか。

及川国保年金  
課長

決算が確定する段階では、平成25年度の滞納繰越分の調定の中から欠損分は差し引かれることとなります。実際に収入額には関係ありません。

安田委員

今回の資料の中には、欠損額は含まれていないのか。

及川国保年金  
課長

含まれていません。

島田委員

所沢市の滞納処分停止済みの税額割合は54.59%だが、特特分の基準は90%以上なので、今後、引き上げるために処分停止をしていかなく  
てはならないと思うのだが、例えば時効の5年を待たずに停止をかける、  
つまり議会にかけるということを考えたことはあるのか。

及川国保年金  
課長

停止をかけるということの限界もあります。平成23年度、平成24年  
度と比べて平成25年度は、欠損額がふえています。滞納繰越分の調定と  
の兼ね合いもあります。この辺につきましては、国保税については国保の  
特別会計への影響もかなりありますので、税のこともそうですし、財政の  
ことにつきましても、調整会議等を開いて対応していきたいと思います。

協委員

特特分について、平成24年度と平成25年度では項目が変わっている  
のはなぜか。また、変わっていなければ、平成25年度の丸の数はもっと  
多かったのか。

及川国保年金  
課長

選定基準については、その年度の状況に応じて国の方針や政策が関係し  
変わります。この10項目については、このほかにも20項目から30項  
目近い項目が国保の適正化という意味でありまして、その中から毎年10  
項目を国が示してくるということでもあります。また、項目が変わっていな  
ければ、平成25年度は該当になったかということですが、平成24年度

の実績で見ますと、該当になったのではないかと思います。

協委員

国の政策で項目が変わるとのことだが、国の政策として変わったと思われるところはどこか。

及川国保年金  
課長

税金というところに、視点がおかれるようになったのではないかと思います。税金の部分の項目が変わっており、収納率については平成24年度は現年分と滞納繰越分に分かれていましたが、1つに集約されてしまい、どちらかクリアしてればよいというわけではなく、両方ともクリアしなければ丸が付かなくなりました。また、不納欠損に占める処分停止の割合という項目が加わりました。さらに、保健事業の関係で特定保健指導実施率が加わっていますので、そういったところが変わったところであると思われる。

平井委員

基準1、基準8、基準9以外は、どちらかといえばペナルティであり、厳しいことを要求しながら交付しているように思う。市民を締め付けるような方向よりは、一人当たりの保険給付費を使わなくて済むような予防に力を入れる方法で頑張っていたいただきたいと思うが、いかがか。

溝井市民部長

特特分については、ペナルティというよりは国保財政等の運営に前向きな自治体に交付するというような内容だと思いますので、今おっしゃられ

たことも含みながら、より良い国保財政の運営に努めてまいりたいと思います。

吉村委員

特特分について、今回クリアできなかったのは滞納繰越の収納率が、平成23年度実績11.72%に対して平成24年度実績11.6%で0.12%前年度を下回ってしまったということがある。これを金額に換算すると約620万円で、この金額を滞納繰越で徴収できていれば、前年度を上回って財政調整交付金の1億7,000万円をもらえた。この滞納繰越分620万円を収納できなかったことで、1億7,000万円の財政調整交付金をもらえなくなり、結果的に繰上充用で一般会計から持ってきたわけである。国保会計からしてみれば、収納率が財政調整交付金に影響してくるわけだから、できるだけ収納率を上げていきたいという思いは当然あると思う。だが、市民税や固定資産税などの市税は、収納率が上がれば一般会計にお金が入り一般財源はふえるが、財政調整交付金のようなインセンティブはない。市全体の財政を見れば、1億7,000万円の財政調整交付金はいただいた方がいいわけであり、厳しい財政の中、収納した滞納繰越分をどう充てていくかということを、財務部と考えていく必要があるように思うが、いかがか。

溝井市民部長

第1次選定基準を満たさなかったため、申請できなかったということはありませんが、さらに第2次選定などがありますので、第1次選定基準を満

たし申請できたからといって、即もらえるというわけではありません。まず、そこに上がれなかったということです。国保税を除いた市税で収納率が上がった場合、何らかのメリットがあるかどうかというところまでわかりませんが、国保税に関してはこういう制度もありますので、そこについては収税部門、また基準9の特定保健指導の実施に関しては、市民部だけではなく健康推進部の保健センターの部門と一緒にやっておりますので、そちらの部署と情報共有と連携を図りながら、それぞれの施策を充実させていくということが必要であると考えています。

安田委員

滞納繰越分620万円を収納できなかったことで1億7,000万円の財政調整交付金をもらえなかったということであれば、そういったことについて今後、納める人の意思の問題もあると思うが、収税課と連携してこちらの方に補充するといったことが可能なのか伺いたい。

溝井市民部長

税の収納の関係ですが、優先順位というものは決まっているようです。また、その方のお支払いの意思ということもありますので、そういうものを度外視してできるかという点については、なかなか難しい面もありますが、可能な範囲で財務部門と連携し、少しでもこちらの方に収納していただけるような形を探っていきたいと考えています。

島田委員

5年の時効のものに関して、5年間待つことによって債権を放棄したく

ないということで回収の働きかけしていくことは分かるが、3年、4年経っても見込みがないようなものについては、早めに処分停止をかけるなりして、少しでも不納欠損の処分停止割合を上げることはできないのか。

及川国保年金  
課長

その辺につきましては財務部の所管ですので、お答えしかねます。

青木委員

先ほど、第一次選定をクリアできなかつただけという言葉があったが、第一次選定を通らないとその上がないわけで、そういう気持ちでやっていると、これからも特特分をもらえるかわからない。こういう項目をクリアすることについて、本気で考えているのかという気持ちになる。もらえるものはちゃんともらうという対策を、もう少し本当に真剣に考えていただきたいと思うが、いかがか。

溝井市民部長

言葉足らずで申し訳ありませんでした。決して、そのような趣旨で申し上げたわけではありませんが、第1次選定でこの基準をクリアしても、すぐに特特分がいただけるわけではないというような趣旨で申し上げました。この制度は、第1次選定で申請した中から、県の面接等でさらに絞っていくもので、今年受けたのは21団体でした。

安田委員

国保は日本の誇るべき制度だが、増税もしないし不納欠損もふえている

ということでは、収納率の向上に取り組まないと制度がもたなくなる。国保の安定的な維持のためには、収納対策を厳しくせざるをえない部分と特定健診の受診、特定保健指導といった予防の部分が大事だと思うが、その辺に関して少し詳しく伺いたい。

溝井市民部長

国保税の収納率、特定健診の受診、特定保健指導、あるいはそのほかの各種事業についても、国保の運営に関して必要な事業であり、その事業を行うためにも国保税の収納は当然必要になってまいります。また、国保年金課だけでできないところについては、財務部や健康推進部などと連携して、よりよい国保、持続可能な国保となるよう、財政的な面も見ながら運営してまいりたいと考えております。

秋田委員

静岡県のだこかの市は、副市長自ら収納率を上げるためにお金を取りに行っている。少しでも上げていくために、所沢市も誰かが音頭をとって、市を挙げてやった方がいいのではないかと思うが、いかがか。

溝井市民部長

財務部とも協議して、その辺の実現可能性については探ってまいりたいと考えています。

吉村委員

収納対策や収納率ということについては、収税課に移ってしまっているということか。

溝井市民部長

行政組織上からいうと、国保税に関する収納部門は収税課に移っており、実際に収納事務をするということはありません。ただ、国保会計は国保年金課でもっており、その中に収納関係もありますので、そこについては連携を密にして事に当たりたいと考えています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第67号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○議案第69号「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

吉村委員

この条例の目的に対する政策効果を判断するものとして、どういうものを考えているのか。

市川コミュニティ推進課長

数値で計れるものとしては、加入率が一番わかりやすいところではあります。条例の究極の目的としては、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与するということがあります。そういったものについて、市民の方の意識がどの程度変わってきたかということは、ある程度時間がかかるところもありますので、今後、状況を見ていきたいと考えております。

吉村委員

自治会がない地域に自治組織をつくる支援については、どのように考えているのか。また、そういう地域の行政協力委員のお願いの仕方はどうしているのか伺いたい。

市川コミュニティ推進課長

自治組織がないところに対する支援については、第9条第3項に規定をしており、地域住民が自主的かつ自発的に自治会等を組織されたいという

ことであれば、支援に努めていく考えがあります。そのためには、市としても相談等を受ける機会を多く設けることを考えております。大型マンションや集合住宅で自治会等のないところについては、回覧物を差し上げ、掲示や回覧を行っていただいているところもあります。また、自治会等がないところにつきましても、行政協力委員を委嘱している事例があり、そこでは行政協力委員の方が直接回覧をしております。

吉村委員

自治組織がない空白地帯には行政回覧が回っていないのか。

市川コミュニティ推進課長

市の総世帯数は15万弱ですが、実際に行政回覧をしている世帯数として把握しておりますのは概ね11万強ですので、自治会等に参加していない世帯の一部には、行政回覧が回っていないということもあろうかと思いますが、そのような場合には掲示することにより周知しているような状況もあります。

吉村委員

住宅関連事業者になかなかご協力いただけないという相談があった場合、市としては指導していくということでいいか。

市川コミュニティ推進課長

住宅関連事業者については、新たな住民の自治会等への加入促進などについてご協力をお願いしていきませんが、指導という強い形のは難しいと考えております。極力ご協力をお願いしていくことを考えており

ます。

島田委員

総世帯数の考え方は、世帯分離されている方は1軒で2世帯ということか。

市川コミュニティ推進課長

世帯分離されているところは、2世帯と数えております。

島田委員

今後、高齢化社会が加速していく中で2世帯住宅がふえていくと、こういう定義の仕方は分母が増えて加入率を上げていくのが大変になる。加入率について曖昧な感じがするが、その点についてはどう考えているのか。

市川コミュニティ推進課長

世帯数の捉え方に二義性が生じてはいけないと認識しておりますが、今後どのような形で把握するのが一番的確な把握の仕方か精査をしてまいりたいと考えております。

島田委員

加入率を見ると減ってはいるが、加入世帯数は平成17年度が9万4,923世帯で平成25年度が9万7,148世帯ということで約2,000世帯ふえている。その要因については、どのように考えているのか。

市川コミュニティ

市では総合計画の中で、自治会等の加入率を目標指標に掲げており、こ

ティ推進課長 けれども自治会等の加入促進を進めてきました。また、各自治会・町内会においても、ご努力いただき未加入世帯への加入の働きかけ等をしていただいております。少しずつではありますが加入世帯がふえているということは、そういったことの表れかと考えております。

平井委員 自治基本条例とこの条例の関係性、位置付けを伺いたい。また、この条例はどこから提案されたものか伺いたい。

市川コミュニティ推進課長 自治基本条例とこの条例の関係性ですが、自治基本条例第9条は地域コミュニティについて、自治会等、各種ボランティア団体、非営利活動団体等を地域コミュニティの構成要素として規定しております。地域には自治会をはじめとして、ボランティア団体、非営利活動団体等いろいろな団体がありますが、現状として地域の中で中心的な担い手は自治会等でありま  
す。今回の条例はその自治会等を応援していくという趣旨ですが、それに加えて地域ネットワークの構築については地域づくり協議会を立ち上げる事業ですとか、市民活動に対しては市民活動支援センターといった施設を設けて事業を展開しているところであり、これらが一体となって地域コミュニティの醸成が図られるようにということでもあります。ですから、自治基本条例とは矛盾関係にあるとか不整合であるということではなく、むしろ自治基本条例で示された地域コミュニティの自治会等の部分をさらに具現化するような位置付けの条例であると考えております。また、どこ

から提案されたのかということですが、この条例制定に向けての経緯としては、近年の地域コミュニティの希薄化の危惧が背景にあります。具体的な動きとしては、平成24年8月の所沢市自治連合会と市長の面会の中で、自治会等への加入を促進するための条例の制定についてお話が出ました。また、平成25年3月に自治会等に対してアンケートを実施しまして、その中で加入を進めるような条例の制定を望む意見が半数を超えており、そこが端緒になっているものと認識しております。

平井委員

自治会や自治連合会から条例をつくってほしいという話があったわけではなくて、アンケートで半数を超えたことから、市として提案したという理解でいいか。

市川コミュニティ推進課長

アンケートの対象が自治会等ということもあり、各自治会等の考えが数字として表れたものと認識しております。

平井委員

特別に何かがあったわけではなく、市長の思いが強いということですか確認したい。

市川コミュニティ推進課長

この条例に込めた思いについて市長からお答えいたしました。あくまでもその背景には、自治会等の側に条例を求める声が多かったということがあります。アンケート結果については、条例を制定してほしいが56%、

どちらともいえないが34%、必要ないが10%であり、全体としては必要とされているものと受け止めております。

協委員

市長から理念条例ではありませんという発言があったが、それでもこれは理念条例なのか。

溝井市民部長

前文にもその思いが書いてありますし、理念条例の要素は確かに強いと思います。ただ、第8条、第9条で住宅関連事業者の加入促進施策や市による施策も規定しており、その部分は理念ではなく具体的な施策を規定しているものです。個別の施策に関しては、第8条、第9条を根拠に施策を展開していくことになり、細かな手続きを決めているわけではありませんが、具体的な施策を行う根拠をそこに置いたということですので、確かに前半は理念の面が強いですが、それだけの条例ではありません。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時0分）

吉村委員

自治会がないところの行政協力委員は、誰が選任をするのか。

市川コミュニ

市に自治会等としての届け出がなくても、自治組織として機能している

ティ推進課長

団体もあり、そういった団体から推薦をいただいて委嘱している状況で

す。

秋田委員

一番少ない世帯で構成されている自治会については7世帯で、50世帯未満の自治会については32自治会あるということでもいいか確認したい。

市川コミュニ

おっしゃるとおりです。

ティ推進課長

秋田委員

所沢市行政協力委員推薦及び報償金支給要綱によると、原則として50世帯に1人の割合で推薦するものとするがあるが、50世帯に満たなくてもいいのか伺いたい。

市川コミュニ

50世帯に満たない自治会等につきましても、行政回覧等の行政協力はしていただく必要があることから、行政協力委員の委嘱をしているということでもあります。

ティ推進課長

秋田委員

今回の条例とこの要綱との整合性はとれているのか。

市川コミュニ

特に不整合を生じるようなものではないと認識しております。

ティ推進課長

秋田委員	50世帯未満の自治会や7世帯で構成されている自治会でも報償金は出ているということでいいか。
市川コミュニティ推進課長	7世帯の自治会についても、行政協力委員報償金は支払われております。
安田委員	所沢市行政協力委員推薦及び報償金支給要綱に町内会・自治会等とあるが、等とは何を指しているのか。
市川コミュニティ推進課長	町内会、自治会のほかに、呼び名として町会や区といった名称が多々ありますので、それらを総称して等の中に入れております。
安田委員	それらは、必ずしも市に届け出をしている団体ではないということか。
市川コミュニティ推進課長	基本的には届け出があって自治会等として存在するものでありますが、中には自治会等としての届け出をしていない団体もあります。
安田委員	報償金について、50世帯というのは加入している世帯数のことか。
市川コミュニティ推進課長	世帯数の数え方ですが、事実上回覧をしている世帯の総数となります。自治会等によっては、未加入の世帯についても自治会等の区域全てに回覧

をしている事例も多々ありますので、実質回覧世帯数をもとに算出してお  
ります。

安田委員 自治会の下請け議論があるが、時代が変わって今の時代に合わない部分  
に関して議論はあったのか。

市川コミュニ  
ティ推進課長 行政回覧のあり方として、全市的にお伝えするようなものについては行  
政回覧によらず全戸配布されている市の広報紙という手段もあります。情  
報の伝達手段として、こういった形が望ましいのか、今後も検討していく  
べき課題であるという認識はあります。

安田委員 自治協力報償と行政協力委員報償の当初予算の額、それと広報の全戸配  
布の委託料と年何回配布しているのかを伺いたい。

市川コミュニ  
ティ推進課長 平成26年度当初予算ですが、自治協力報償については1,958万円  
で、行政協力委員報償については3,586万円4,000円です。広報  
の平成25年度の委託料は、年12回で2,202万776円となっております。  
ります。

安田委員 自治協力報償と行政協力委員報償が合せて約5,500万円で、広報が  
年12回で約2,200万円ということですか。

市川コミュニ  
ティ推進課長

おっしゃるとおりです。

市川コミュニ  
ティ推進課長

安田委員

広報を月2回ぐらいのペースにふやして行政回覧を減らすことで、全体的に行政協力委員報償金を減らす交渉が可能なのか伺いたい。

市川コミュニ  
ティ推進課長

全市的にお知らせする内容については広報紙に移行していくことが考えられますが、そうした割合が多くなり回覧件数を減らせるようであれば、行政協力委員報償の減額という余地も生まれてくるのかなと考えます。

安田委員

折り込みチラシを活用するといった工夫や改善策が議論されたことはあるのか。

市川コミュニ  
ティ推進課長

行政区ごとに新聞折り込み等を活用することで、回覧機能の代替になるかどうかの検討ということですが、行政回覧をどうするかについては今後の検討課題であります。

溝井市民部長

この4月から、月3回だった行政回覧を2回に減らしました。なおかつ、回覧物が行政協力委員に到達する日がバラバラという御意見をいただき

ていたものですから、そこを圧縮し配布日を含めて3日、その時期に到達するよう改善しました。改善にあたっては、まちづくりセンター等の意見を聞きまして、地域協議会通信といったものを利用するであるとか、各まちづくりセンター単位で行事など行政回覧しているものを1枚の用紙にまとめてお配りするといったこともできないか検討した経緯はあります。まだ実現には至っておりませんが、地域的なものでカバーできるものについては、今後もう少し研究したいと考えております。

協委員

行政協力委員報償は、条例案第9条でいう必要な財政的援助には該当しないという理解でいいか。また、平成22年12月に新たな地域コミュニティの構築に向けた推進プランを作っているが、その中に地域ネットワークへの財政的支援ということで、「現在、市から自治会・町内会や様々な団体に補助金や交付金が交付されています。今後は、地域の自主性・独自性が培われ、特色ある地域コミュニティの推進を助長させるという点から、地域づくりに必要な財政支援を一括して地域ネットワークに交付できるよう、仕組みづくりを進めます。」とある。このことと第9条との整合性について伺いたい。

市川コミュニティ推進課長

行政協力委員報償については行政協力に対する報償金ですので、財政的援助とは別物です。2点目ですが、第9条の中に加入及び参加の促進に係る活動や自治会等の組織及び活動の維持を支援するためということが

ありますが、この中の加入及び参加の促進などについては、紡ごう絆地域  
応援事業や地域づくり協議会に対する交付金などを活用した事業もその  
対象に入ってきますので、そういう意味ではこの中に含まれてくるかと思  
います。

協委員

財政的援助が条例で根拠付けされて、かなり広がっていく可能性がある  
と思うが、いかがか。

市川コミュニ  
ティ推進課長

自治会等への加入及び参加の促進の活動については、すでにあるメニュ  
ーを活用するという部分もありますし、それに該当しないものについては  
必要な財政的援助を新たにメニュー化するようなことも考える必要があ  
ろうかと思えます。ただ、市全体の財政の中での話になりますので、無限  
に拡大するというのではなく、必要性を十分に見た上での対応となりま  
す。

協委員

任意性の強い団体に財政的に支援していくというのは馴染まないよう  
に感じるが、いかがか。

市川コミュニ  
ティ推進課長

それぞれの自治会等は主体的に活動し、その運営費等も構成員である地  
域住民の方々が賄われるのが第1義的なものであると思えます。この条例  
は自治会等の加入や参加促進の活動、組織の維持といったさまざまな活動

に対する支援をしていくという根拠付けをしておりますが、それぞれの自治会等の自主性を損なうような性格のものではありません。この条例の基本理念の中で、自治会等の自立性や個性を損なわない配慮が必要であると規定しておりますので、あくまでも個々の自治会等を重んじた上での支援ということになります。

平井委員 資料にある5市の中で、条例を作って加入者がふえたという事例があるのか伺いたい。

市川コミュニティ推進課長 5市の多くは制定後の経過年数が短く、顕著に加入率が上昇したということはないようです。ただ、数字には見えてきませんが、地域住民、自治会等や市の職員の意識が変わってきているということを実感していると担当から伺いましたので、先々効果が出てくるものと見ております。

平井委員 この条例の位置付けがはっきりしていないと感じる。一体、何のために出すのか、もう少し整理したものを出すべきではなかったのかなと思うが、いかがか。

溝井市民部長 第5次所沢市総合計画前期基本計画の第1章第1節に地域コミュニティがあり、その中に施策として自治会等の加入促進事業の実施という文言が入っておりますことから、所沢市自治連合会とも協力しまして、チラシ

等を作成して転入者に配布する、各自治会・町内会で会長が連絡先を記載したチラシを転入者の方にお渡しするといった形で加入促進を行ってきました。ただ、目標指標である自治会・町内会への加入率は低下傾向にありますので、加入促進策の1つとして今回条例を上げたということです。

平井委員

なぜ自治会に入らないのかという分析や社会的情勢、背景を考えないで、ただ条例を作ればいいというものではない。また、いかようにも解釈できるし、自治会とは自主的に入るものであり、条例を作り促進するということが思い上がりではないかと思うが、いかがか。

鈴木まちづく  
りセンター推  
進担当参事

市としても、少子高齢化、長寿社会、社会保障の非常に厳しい現状等、社会環境の変化を大変大きな問題と認識しており、そうした変化が地域にもたらす影響に対し適切に対処するため、新たな地域コミュニティの構築に向けた推進プラン、いわゆるアクションプランを作ると同時に、平成23年にコミュニティ元年ということで、従来の地域行政機能を複合させ地域に密着した「まちづくりセンター」を始めたところです。地域の問題というのは、防災・防犯問題や高齢者福祉などが同時かつ複層的に存在しています。そういう中で、自治会がないところについてもセーフティネットを作っていこうではないかということで、地域の協議会づくりを進めており、今年度は600万円の活動交付金でそれぞれの自立的な仕組みづくり、活動支援を行っているところです。そこで、いかに地域の人材を束ね

ていくか、有効な仕組みをつくっていくかが焦点課題となってまいります  
が、結局、地域団体相互の話し合いの中でも、主流である自治会・町内会  
の人材の大切さというテーマに巡り巡って戻って来ます。今回、「自治会・  
町内会の組織強化」という点について、大きな後ろ盾、後押しが必要、と  
いうことでこの条例を出した次第です。

市川コミュニ  
ティ推進課長

なぜ自治会等に入らないのかという話がありましたが、市民意識調査で  
加入しない理由として多かったものを順に申し上げますと、勤めているの  
で協力できない、活動の内容がわからない、役員・班長を引き受けたくな  
い、メリットがないといったことが主だったものでした。また、自治会等  
に実施してほしい事業、住民が求めている事業としては、防犯・防災活動、  
環境美化活動、要援護者支援等の地域の助け合いといったものが主なもの  
でした。一方で、先頃実施したアンケートで、自治会等に参加してよかつ  
たと思う理由を多かった順に申し上げますと、交流やコミュニケーション  
が広がる、友人、知人がふえるといった交流に関することや情報が早い、  
情報量がふえる、地域のことがわかるようになったといった情報に関する  
ものが多く挙げられておりました。こうした自治会等に入ってよかったな  
と思えるところを強く訴えかけながら、自治会等に参加していただけるよ  
うな形の施策展開ができればと考えております。また、条例がいかように  
も解釈可能という指摘もありましたが、その点については、今後逐条の中  
で具体的にお示しするようなことも考えておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

安田委員

逐条はいつ頃整備をするのか。また、条例を周知するパンフレットに盛り込めるのか伺いたい。

市川コミュニティ推進課長

条例案を上げるにあたり、ある程度、逐条の作業も並行して行っていました。ただ、この議論において、いろいろお話をいただいた部分もありますので、そういったものを改めて精査して、もう少し精度を上げたものをお示ししたいと考えておりますので、具体的に何月かというお話は今はできません。それから、パンフレットに盛り込めるのかということですが、逐条解説となると、かなりボリュームがありますので、抜粋していくつか載せることは想定されますが、全てをとということになりますと別立ての冊子になろうかと思えます。あと、ホームページには全て載せてご覧いただけるようにしたいと考えております。

安田委員

エリアコミュニティについて、所沢市は11行政区あるが自治会・町内会は地理的にエリアを限定しようがない。例えば法人化した場合、ここには何が建ってもこの町内会以外の町内会は作れないというようなエリアの限定、拘束は可能か伺いたい。

市川コミュニティ

法人として認可地縁団体になる場合については、どこの区域をというこ

ティ推進課長      とを限定する必要があります。一方で、例えばそこに大きな集合住宅が建つような場合、自治会等ではなく単独で管理組合が自治会等としての組織を併せ持つような形をとりたいということであれば、その区域は既存の認可地縁団体の区域から除くような形に変更して、新たにその集合住宅のところで自治会等が成り立つといったことになるかと考えます。

安田委員            自分たちがどこに入るのか、どうするかといったことは、最終的には選べるということか。

市川コミュニ  
ティ推進課長      自治会等という団体の性格上、任意性がありますので、一度認可を受けただのものであっても、その区域が変われば変更することになります。

安田委員            理念ではなく実効性のあるものにするためにも、建築や開発許可の際、重要事項説明の中にこの条例があるという説明を載せる必要があると思うが、それは可能か。

市川コミュニ  
ティ推進課長      住宅関連事業者に、ご理解、ご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

安田委員            全世帯が未加入の賃貸アパートやマンションについて、自治会側が会費を半額にするなど会則を変えて、オーナー側に全世帯分の会費を支払うよ

うお願いするといった動きもある。今回の条例によって、そういったことも後押しできるようになると思うが、今後、逐条やパンフレット等でのことについて提案するといった考えはあるか。

市川コミュニ  
ティ推進課長

ただ今の事例について、オーナーが入居世帯の分まとめて払う仕組みにより、入居者全部が加入世帯になったということで、その地区ではかなりの効果が出ているとも伺っておりますし、今回の条例化により、そういった動きも進めやすくなるといったことも伺いました。また、別の地区の方にも推奨するようなこともされており、そういった輪が少しずつ広がっていくことも期待しております。市としても、自治会等の加入促進に関する悩みについて、今のような具体的なアイデアの紹介やアドバイスをしたいと考えております。

平井委員

自治会は自らの意思で入るものである。自分が意識しないうちに自治会費が払われているというのは、強制であり条例の趣旨から離れるのではないかと。

市川コミュニ  
ティ推進課長

あくまでも入居されている方については、そういったことを承知の上であると認識しております。

安田委員

自治会に入りたいと思っても、どこに相談していいかわからない場合も

あると思う。コミュニティ推進課で自治会長を紹介するシステムはあるのか。

市川コミュニティ推進課長

その地域の自治会長・町内会長をご紹介します。

協委員

一定の団体に入ることについては個人の自由であり、第3条第2号にあるとおり、地域住民の多様な価値観が尊重されなければならないし、第3条第3号には自立性や個性を損なわない配慮が必要であると書いてある。一方で、第4条や第5条には地域住民や自治会等の役割について、積極的かつ主体的な参加、活動に努めるものとするところがある。任意団体に対し市がこういうことをいうべきか疑問であるが、第3条の基本理念と第4条、第5条の地域住民や自治会等の関係は、どのように整理しているのか。

市川コミュニティ推進課長

地域住民については多様な価値観が尊重され、自主的かつ自発的な取り組みが重要であるという基本理念のもとに、あくまでも自発的に加入、参加していただくよう努めていただければということで書いておきまして、これによって強制するような性格のものではありません。また、自治会等についても自立性、個性を損なわない配慮が必要であるという理念をもった上で、それぞれが積極的かつ主体的な活動をしていただくよう努めていただければということでありまして、強制ということではありません。

平井委員	<p>強制ではないと言いながら、マンションのオーナーに半額にした自治会費を払えというのは強制ではないのか。</p>
市川コミュニティ推進課長	<p>それはあくまで会費負担の方法であり、加入については個々の入居者の任意を前提にしていると認識しております。</p>
協委員	<p>地域コミュニティづくりは、地域全体としてさまざまな活動を組み合わせていこうという理念で新たに始まり、総合計画の中でも側面的に支援していきたいということがはっきり書かれている。そのような中で、自治会・町内会だけにスポットを当てて加入促進ということになると、進めている活動が薄まってしまうのではないかという思いもあるが、いかがか。</p>
鈴木まちづくりセンター推進担当参事	<p>この条例の中で一義的に行っていくことは、自治会・町内会への加入や参加促進ですが、そこから地域活動の活性化という自治環境の醸成につなげていくことが、重要なポイントであると考えております。総合計画の中でも、重点課題として地域コミュニティの醸成というテーマがありますが、そこにもかなうものと思っております。それと、条例の中には努力規定的なものが設けられております。拘束的な要素については、なかなか書きにくい部分もあったのですが、自治基本条例もできて地域住民の役割も謳われている中で、置かれるものとなりました。実際の適用については、</p>

地元の中で自主的な選択判断に委ねていきたいと考えております。

溝井市民部長

地域ネットワークは、行政区ごとにいろいろな団体がネットワークを構築し、連携して地域の課題を自ら解決していただくということで進めております。今まで3地区で設立されていますが、その設立にあたっては自治連合会が中心となって他の団体と話し合いながら協議会を設立していただいたという経緯があります。ですので、中心的な役割を担っているのが事実上、自治会であろうということで、そこを育てていきたいと思っております。その地域においては自治会が中心となって地域課題を解決していますので、そういうことも齟齬は生じないと考えます。また、NPO等の市民活動もあると思いますが、そういう団体が入ってオープンな形でリンクすることも必要であると思ひますし、それぞれが相互に反しているということには決してならないと思ひております。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。住民自治の原則は自主的なものであり、条例によって促進したりするものではないと思ひております。地域でつながりをつくるのは自治会の参加だけではありませぬ。また、条例の随所に半強制的な文面があり、これも自主的参加である自治会の運営にそぐわないと思ひております。もし、市が行うとすれば、なぜ未加入者が増加するのか社会的な背景を調査したり、原因を明らかに

することが責務ではないかと思っております。さらに、現在の自治会が市の下請け機能的な役割を担わされているということも、この条例をつくる時に検討してもらいたかったと思います。しかも、この条例制定が自治会側から出た話ではなく、市当局からの提案であることも残念に思っております。主権者である市民が、身近な生活の場で起きるさまざまな問題を解決し、職員は年齢、階層に関わらず、形成される知恵に基づく地域社会の主役となるような市の援助を本来なら求めていくべきであるということをお願いして反対いたします。

協委員

この条例案に反対の立場から意見を申し上げます。あくまでも、市の責務は住民の自治活動を支援していくことに尽きます。この条例を読んでいくと、地域住民や自治会の役割として、かなり具体的に積極的かつ主体的に参加に努めるものとするというような書き方がしてあります。積極的、主体的な住民の自治活動は当然のことではありますが、それを市が条例として書くことは本来馴染まないと考えています。それから、特に新所沢地区の地域ネットワークの活動を見ていると、自治会に対して継続的に活動を続けているボランティアやNPOの人々がかかなり働きかけをして、そこからつながりが出来て自治会に入ったという事例もあります。自治会が大きな役割を果たしているということは認めますが、役員も年々変わっていく部分に対して、地域のテーマごとで参加している他のネットワークの諸団体は継続性が強いということがあります。自治会に参加、加入を呼びかけ

る形ではなく、今立ち上がりつつある地域ネットワークの中で、もっと地域の連携が広がる取り組みを心掛けてほしいというのが、反対の一番の理由です。それともう1つは、条例がなくても不動産業者への働きかけや情報提供は可能であるとわかりましたので、この条例は認められません。説明の中で、当初、理念条例という形でずっと聞いておりましたけれども、理念条例ではなく理念条例かつ具体的に実施していく条例でもあるという話がありました。そうすると、特に第9条の部分については、なかなか財政的な援助について見えてこないもので、これについては大変気がかりであります。今までの活動をさらに深める形で自治会・町内会への参加、加入が進むことが理想であると考えます。以上の理由で、この条例には反対いたします。

近藤委員

自由民主党・無所属の会を代表して意見を申し上げます。この条例が目指すところは、地域の中で人々が手をつなぎ向こう3軒両隣、声を互いに掛け合い、助け合いながら生きていき、大雪が降れば自分の家の周りだけではなく、通学路、お年寄りの家の前も動ける人達がきれいにするというように、誰もが安心して快適に暮らすことができる世の中を目指すものであり、有意義なものとするため賛成いたします。

吉村委員

所沢市議会公明党を代表して意見を申し上げます。この条例案については賛成いたしますが、具体的な促進施策を実施していただきたいというこ

とと、目的に対する政策効果の検証をしっかりと行っていただきたいということ  
ことを申し添えます。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第69号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきも  
のと決する。

○議案第68号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分（市民部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午後2時7分）

（説明員交代）

再 開（午後2時11分）

○議案第68号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。議案第68号は議案第69号と関連する部分もありますので、反対いたします。

協委員

みどり推進費について、貴重な自然と景観に恵まれている三ヶ島二丁目周辺緑地の保全活動が着実に進んでいることを大変評価します。今後も、予算付けもあり、ますます保全が進んでいくことと期待しています。墓地計画については、大変心配していますが、県や保護団体等と連携してこの地域の保全に取り組んでいただきたいと思います。議案第68号については、関連する議案第69号を反対いたしましたので、反対いたします。

安田委員

自由民主党・無所属の会を代表して意見を申し上げます。議案第69号に関連するパンフレット等に関する費用について、議案第69号が可決の場合、速やかに市民の方々に分かりやすく周知していただくために、この予算は必要であると思いますので、賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第68号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のと

おり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午後2時15分）